

|                  |   |         |          |
|------------------|---|---------|----------|
| 授業コード            | JP13410010  | 開講年度・学期 | 2019年度前期 |
| 科目授業名            | 刑事訴訟法総合演習   |         |          |
| 英語科目授業名          | Criminal Procedure Seminar  |         |          |
| 科目ナンバー           | JAEP E8805  | 必修・選択   | 必修       |
| 単位数              | 2単位   | 授業形態    | 演習       |
| 担当教員氏名<br>(代表含む) | 三島 聡、高見 秀一  |         |          |
| 科目の主題            | 刑事訴訟法の基本知識をもつ学生を対象に、具体的な事例をもとにして、同法に関する理論的な検討をおこなうとともに、当該手続において実務法曹としてどのように活動したらよいかを考えさせる演習。各回の演習では、十分な予習があることを前提に、双方向の議論をおこなって、課題について検討を深める。課題により、学生自身の主張を裁判所に提出する意見書などの形式で事前に書面化させる。  |         |          |
| 授業の到達目標          | 到達目標は、刑事訴訟法に関する個別の課題に対し、法規、判例そして理論を武器に、実務法曹としていかに対処するのか、その点についての基本的素養を修得させることである。   |         |          |
| 授業内容・<br>授業計画①   | <p>試験を除く14回の授業のうち、三島が8回分[(1)～(8)]、高見が7回分[(1)、(9)～(14)]を担当する。初回の授業は合同でおこなう。</p> <p>(1)職務質問<br/>職務質問に関連する事項についての基本的知識を修得させる。具体的には、職務質問の要件、職務質問の際の実力行使、職務質問にともなう所持品検査などを扱う。</p> <p>(2)令状にもとづく捜索・差押え<br/>令状における捜索場所・差押え目的物の明示、令状による捜索・差押えの範囲など、令状にもとづく捜索・差押えをめぐる重要問題を具体的事例に即して検討する。</p> <p>(3)無令状の捜索・差押え<br/>無令状の捜索・差押えの場所的・時間的限界、物的範囲など、無令状の捜索・差押えをめぐる重要問題を具体的事例に即して検討する。</p> <p>(4)違法収集証拠の証拠能力<br/>違法収集証拠の証拠能力をめぐる基本的知識を修得させる。排除法則の根拠、排除の基準、排除の申立適格、派生証拠の証拠能力などについて検討する。</p> <p>(5)訴因<br/>訴因に関する基本的知識を修得させる。訴因の意義、特定、変更のうち、訴因の変更を中心に検討する。</p> <p>(6)伝聞法則・伝聞証拠の意義<br/>伝聞証拠の排除法則に関する基本的知識を修得させる。伝聞証拠の定義、伝聞排除の根拠、伝聞・非伝聞の区別を扱う。</p> <p>(7)伝聞例外(1)<br/>伝聞例外のうち、とくに実況見分調書の証拠能力、現場供述と現場指示の区別につき、理解を深めさせる。</p> <p>(8)伝聞例外(2)<br/>伝聞例外のうち、検察官面前調書の証拠能力に関する論点について検討する。</p> <p>(9)捜査段階の強制処分に関する規定<br/>近時の具体的な最高裁判例を用いて、刑訴法・刑訴規則・犯罪捜査規範等の条文規定の文言が具体的に何を意味しているのかについての理解を深めさせる。</p> <p>(10)逮捕・勾留に関する手続規定<br/>逮捕・勾留から公訴提起までの手続規定を、刑訴法・刑訴規則・犯罪捜査規範などに基づいて整理する。警職法の条文についても触れる。また、逮捕・勾留されている被疑者を身体拘束から解放するための弁護活動としてどんなことができるのかを、上記の条文規定の文言に対応させる形で、整理・分析させる。</p> |         |          |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>授業内容・<br/>授業計画②</p> | <p>(11) 捜査官の暴行・脅迫に対する法的措置<br/>接見した被疑者から、捜査官から暴行・脅迫を受けたという告白を受けた弁護人が採りうる手段について、現行法がどのような手続を用意しているのかを整理し、その諸手続の際に弁護人が行うべき具体的な活動を検討させ、行うべき弁護人の主張の骨子も議論・検討させる。</p> <p>(12) 保釈<br/>保釈の要件と手続を確認させるとともに、起訴後に勾留されている被告人を釈放する（保釈制度以外の）法的手段を調査させる。演習では、保釈についての最高裁決定を配布して、事案の流れ、手続の流れについて議論させたのち、否認したまま起訴された被告人に対する、保釈請求却下の裁判に対して弁護人のとりうる法的手段等を検討させる。</p> <p>(13) 自白の任意性・信用性<br/>意に添わない自白調書（検察官調書）を作成されてしまった被疑者がそのまま起訴され、検察官からその自白調書が取調請求された。その際の弁護人の主張・争い方として考えられるものを検討・議論させる。事件が公判前整理手続に付されたことを前提に、自白調書を取調方法について、検察官による取調べ請求後の手続の流れを具体的に説明し、自白の任意性・信用性についての争い方、自白の任意性についての審理（立証）方法、任意性の判断の枠組み等について、現行法規定ではどのように規定されているのか（あるいはいないのか）について、整理・議論させる。その際実際にロールプレイさせる。</p> <p>(14) 裁判員裁判対象事件の被疑者弁護から公判弁護まで<br/>裁判員裁判の対象事件となる被疑事件について、被疑者国選弁護人として選任された弁護士が何をなすべきか、どんなことをしているのか、公訴提起後、公判前整理手続を経て、公判期日に至る手続、公判期日での手続等について、手続を概観する。教員が実際に経験した事件をアレンジして、説明等を行う。</p> <p>(15) 期末試験</p> |
| <p>事前・事後学習の内容</p>      | <p>事前学習については、あらかじめ予習事項を具体的に示すので、それにしたがって、その関連事項も含めて学習すること。<br/>事後学習は、授業で扱った基本事項、教員が強調した内容を復習するとともに、当該事案をどのように解決すべきか検討すること。</p>  |
| <p>評価方法</p>            | <p>絶対評価<br/>学期末に筆記試験を実施する。この筆記試験の結果を中心に評価し、80点を配分する。そのほか、演習で提出を求めた書面、演習での議論の仕方、表現技術などによる総合評価をおこない、20点を配分する。いずれも高見担当分5割、三島担当分5割で評価する。</p>  |
| <p>受講生へのコメント</p>       | <p>上述のように、刑事訴訟法の基本知識をもつ学生を対象としている。演習では、最初におこなう「基本知識の確認」に手間取ることなく「判例についての問い」等の本題にすみやかに入れるよう、しっかり予習してくること。</p>  |
| <p>教材</p>              | <p>三島担当分につき、後藤昭＝白取祐司編『プロブレム・メソッド刑事訴訟法30講』（日本評論社、2014年）を使用する。<br/>その他、演習に必要な教材は、担当教員が作成して配布する。<br/>なお、判例教材として、三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東大出版会、2015年）を、演習書として、高田昭正『基礎から学ぶ刑事訴訟法演習』（現代人文社、2015年）および古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2015年）を推薦する。</p>   |